

# 日本放送協会定款

2024年4月

# 日本放送協会定款

[最終変更] 総情放第148号 2023.12.20 総務大臣認可

## 目次

第1章	総則（第1条－第13条）	1
第2章	経営委員会（第14条－第26条）	6
第3章	監査委員会（第27条－第37条）	10
第4章	役員及び理事会（第38条－第48条）	13
第5章	業務の執行（第49条－第64条）	15
第6章	放送番組審議会（第65条－第72条）	20
第7章	会計（第73条－第87条）	23
附則		27

## 第1章 総則

(設立)

**第1条** 本協会は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づいて設立された法人とする。

(名称)

**第2条** 本協会は、日本放送協会と称し、NHKと略称する。

(目的)

**第3条** 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

**第4条** 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は第52条第2項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（放送法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

ア 中波放送

イ 超短波放送

ウ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。

一 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に

係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

- 二 本協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の本協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。
  - 三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（本協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。
  - 四 放送番組及びその編集上必要な資料を、外国放送事業者に提供すること。
  - 五 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。
  - 六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。
  - 七 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
  - 八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。
  - 九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3 本協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。
    - 一 本協会の保有する施設又は設備（本協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。
    - 二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の本協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であって、本協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。
  - 4 本協会は、第1項第1号又は第2号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が放送法第4条第2項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。

- 5 本協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとする。
  - 6 本協会は、第2項第1号の協定を締結し、若しくは変更しようとするとき、又は同項第9号若しくは第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受ける。
  - 7 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。
    - 一 インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法
    - 二 インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項
    - 三 第2項第2号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
    - 四 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
    - 五 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
      - ア 放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところによるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
      - イ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
      - ウ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
      - エ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
  - 6 第10項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項
  - 7 前号の規定による評価の結果も踏まえた第12項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項
  - 8 その他インターネット活用業務に関し必要な事項
- 8 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第7項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。
- 9 本協会は、第7項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。
- 10 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第7項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第20条第14項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとする

るときも、同様とする。

- 1 1 本協会は、第2項第2号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。
- 1 2 本協会は、少なくとも3年ごとに、インターネット活用業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努める。

(出資等)

- 第5条** 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第20条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は第53条第1項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。
- 2 本協会は、前項の場合のほか、本協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社（その定款で放送法第22条の2各号に掲げる事項を定める会社をいう。以下同じ。）に出資する。この場合において、本協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有する。
  - 3 本協会は、前項の認可を受け、又は受けようとするときは、関連事業持株会社と共同して、放送法第22条の3第1項に基づく総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画（以下「関連事業出資計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。

(中期経営計画)

- 第6条** 本協会は、3年以上5年以下の期間ごとに、本協会の経営に関する計画（以下「中期経営計画」という。）を定め、これを公表する。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。第84条第3項及び第5項第2号において同じ。）
- 二 本協会の経営に関する基本的な方向
- 三 本協会が行う業務の種類及び内容
- 四 本協会の業務並びに本協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制に関する事項
- 五 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項
- 六 収支の見通し
- 七 その他本協会の経営に関する重要事項

（事務所）

**第7条** 本協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 本協会は、必要と認めるときは、前項以外の都市に従たる事務所を置く。

（公告）

**第8条** 本協会の公告は、本協会の放送によって行うほか、官報に掲載して行う。

（定款の変更）

**第9条** 定款の変更は、総務大臣の認可を受けて行う。

（忠実義務）

**第10条** 役員は、法令及びこの定款並びに経営委員会の議決を遵守し、本協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

（給与等の支給の基準）

**第11条** 本協会は、役員報酬及び退職金並びに職員の給与及び退職金の支給の基準を定める。

2 本協会は、前項の規定により基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

（服務に関する準則）

**第12条** 本協会は、役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定める。

2 本協会は、前項の規定により準則を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

(解散)

**第13条** 本協会は、法律によるのでなければ、解散しない。

## 第2章 経営委員会

(経営委員会の設置)

**第14条** 本協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の権限等)

**第15条** 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

ア 本協会の経営に関する基本方針

イ 監査委員会の職務の執行のために必要な次の事項

(ア) 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

(イ) (ア)の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

(ロ) 監査委員会の(ア)の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ハ) 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制

(i) 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制

(ii) 本協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

(ニ) (ハ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ホ) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(ヘ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 本協会の業務並びに本協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備



- (7) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (ロ) 本協会の損失の危険の管理に関する体制
- (エ) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (カ) 本協会の職員の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制
- (キ) 次に掲げる体制その他の本協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制
  - (i) 当該子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者（(ii)及び(iv)において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ii) 当該子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の本協会への報告に関する体制
  - (iii) 当該子会社の損失の危険の管理に関する体制
  - (iv) 当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ク) 経営委員会の事務局に関する体制
- エ 収支予算、事業計画及び資金計画
- オ 中期経営計画
- カ 第61条第1項に規定する業務報告書及び第77条第1項に規定する財務諸表
- キ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（放送局の開設、休止及び廃止にあっては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）
- ク 国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われるものに限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このクにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあっては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）
- ケ 第50条第1項に規定する国内番組基準及び第51条第3項に規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計画
- コ 定款の変更

- サ 第59条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
- シ 放送債券の発行及び借入金の借入れ
- ス 土地の信託
- セ 第4条第7項に規定する実施基準及び同条第10項に規定する実施計画
- ソ 第53条第2項及び第58条第1項に規定する基準
- タ 第54条に規定する基準及び方法
- チ 第11条に規定する給与等の支給の基準及び第12条に規定する服務に関する準則
- ツ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わず、これに類するものを含む。）
- テ 収支予算に基づき議決を必要とする事項
- ト 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項
- ナ 外国放送事業者及びその団体との協力に関する基本事項
- ニ 第4条第6項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更
- ヌ 第4条第6項の総務大臣の認可を受けて行う業務
- ネ 第5条第1項、同条第2項又は第52条第1項の総務大臣の認可を受けて行う出資
- ノ 関連事業出資計画
- ハ 放送法第85条第1項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等
- ヒ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため本協会が設置する組織の委員の委嘱
- フ アからヒまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

## 二 役員の職務の執行の監督

- 2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。
- 3 委員は、放送法又は放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができない。
- 4 委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。

（意見の求め）

**第16条** 経営委員会は、前条第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、放送法第29条第3項に基づく総務省令で定めるところにより、本協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を対象とする会合の開催その他の方法により、広く一般の意見を求める。

(経営委員会の組織)

**第17条** 経営委員会は、放送法第31条の定めるところにより内閣総理大臣によって任命された委員12人をもって組織する。

- 2 経営委員会に委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。
- 4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任期)

**第18条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(委員の罷免)

**第19条** 委員は、放送法第35条及び第36条に定める場合を除くほか、その意に反して罷免されない。

(委員の兼職禁止)

**第20条** 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(経営委員会の運営)

**第21条** 経営委員会は、委員長が招集する。委員長は、経営委員会を、原則として1箇月に2回招集しなければならない。

- 2 前項の招集を行ったときは、委員長は、直ちに会長にその旨を通知する。
- 3 委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもってこれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にしなければならない。
- 4 監査委員は、第30条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができる。
- 5 前項の招集を行ったときは、監査委員は、直ちに会長にその旨を通知する。
- 6 監査委員は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、付議すべ

き事項を明確にしなければならない。

- 7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第64条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。
- 8 会長は、経営委員会の要求があったときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明しなければならない。
- 9 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

(議決の方法等)

- 第22条** 経営委員会は、委員長又は第17条第4項に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 経営委員会の議事は、第41条第2項に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
  - 3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(諮問機関)

- 第23条** 経営委員会は、その職務の執行に関し諮問するため必要と認めるときは、学識経験を有する者によって組織する諮問機関を置くことができる。

(議事録の公表)

- 第24条** 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(経営委員会の事務局)

- 第25条** 経営委員会の職務に関する事務を行うため、経営委員会に事務局を置く。
- 2 前項の事務局の職員は、その事務について経営委員会の指揮を受ける。

- 第26条** この定款に規定する事項のほか、経営委員会の運営に関しては、経営委員会の定めるところによる。

### 第3章 監査委員会

(監査委員会の設置等)

**第27条** 本協会に監査委員会を置く。

- 2 監査委員会は、監査委員3人以上をもって組織する。
- 3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも1人以上は常勤としなければならない。

(監査委員会の権限等)

**第28条** 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

- 2 監査委員がその職務の執行について本協会に対して次に掲げる請求をしたときは、本協会は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
  - 一 費用の前払の請求
  - 二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
  - 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

(監査委員会による調査)

**第29条** 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、本協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

**第30条** 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員行為の差止め)

**第31条** 監査委員は、役員が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは

この定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(本協会と役員との間の訴えにおける本協会の代表等)

**第32条** 第39条第1項から第4項まで及び第40条の規定にかかわらず、本協会が役員（役員であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は役員が本協会に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が本協会を代表する。

- 一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 経営委員会が定める者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査委員会が選定する監査委員

(監査委員の罷免)

**第33条** 経営委員会は、監査委員が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

(監査委員会の招集)

**第34条** 監査委員会の会議は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

**第35条** 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 役員は、監査委員会の要求があったときは、第1項の会議に出席し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。

(監査委員会の事務局)

**第36条** 監査委員会の職務に関する事務を行うため、監査委員会に事務局を置く。

- 2 前項の事務局の職員は、その事務について監査委員会の指揮を受ける。

**第37条** この定款に規定する事項のほか、監査委員会の運営に関しては、監査委員会の定めるところによる。

## 第4章 役員及び理事会

(役員)

**第38条** 本協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長1人、副会長1人及び理事7人以上10人以内を置く。

2 前項の理事のうち、会長の指名する若干人を専務理事とする。

(会長等の職務)

**第39条** 会長は、本協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、本協会の業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは会長の職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときは会長の職務を行う。

4 専務理事以外の理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分掌し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは会長の職務を代行し、会長、副会長及び専務理事が欠員のときは会長の職務を行う。

5 会長、副会長及び理事は、本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

(利益相反行為)

**第40条** 本協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。

(会長等の任命)

**第41条** 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当たっては、経営委員会は、委員9人以上の多数による議決による。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることがで

きない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）
- 四 政党の役員（任命の日以前1年間においてこれに該当した者を含む。）
- 五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称であってもこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の10分の1以上を有する者（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- 六 新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員、職員若しくはその法人の議決権の10分の1以上を有する者（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- 七 前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）

（会長等の任期）

**第42条** 会長及び副会長の任期は3年、理事の任期は2年とする。

- 2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。
- 3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

（会長等の罷免）

**第43条** 経営委員会又は会長は、それぞれ第41条第1項から第3項までの規定により任命した役員が、同条第4項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項第6号の事業者又はその団体のうち本協会がその構成員であるものの役員となったことにより同項第6号又は第7号に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。

**第44条** 経営委員会は、会長が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。



- 2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(会長等の兼職制限)

**第45条** 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

- 2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(理事会)

**第46条** 会長、副会長及び理事をもって理事会を構成する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。

- 一 第15条第1項第1号に掲げる経営委員会が議決する事項
- 二 第70条第2項の規定により経営委員会の同意を得る事項（第71条第2項において準用する場合を含む。）
- 三 理事会の運営に関する規程
- 四 その他会長が特に必要と認めた事項

**第47条** 理事会は、会長が招集する。

**第48条** この定款に規定する事項のほか、理事会の運営に関しては、会長の定めるところによる。

## 第5章 業務の執行

(国内基幹放送の放送番組の編集等)

**第49条** 本協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、次の各号の定めるところによる。

- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
- 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

- 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 本協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表する。

(国内番組基準)

- 第50条** 本協会は、国内基幹放送の放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて国内基幹放送の放送番組の編集の基準（以下「国内番組基準」という。）を定め、これに従って国内基幹放送の放送番組の編集を行う。
- 2 本協会は、前項の規定により国内番組基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

(国際放送等の放送番組の編集等)

- 第51条** 本協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにする。
- 2 本協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向け放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにする。
- 3 前条第1項の規定は、本協会の国際放送及び協会国際衛星放送（以下「国際放送等」という。）の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替える。

(国内基幹放送の業務の方法)

- 第52条** 本協会は、第4条第1項第1号の業務を効率的に遂行するため必要があるときは、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資する。この場合において、本協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社として保有する。
- 一 指定地上基幹放送地域（放送法第20条の2第1項第1号の地域をいう。以下同じ。）において、基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下同じ。）の保有及び管理をすること。

- 二 指定地上基幹放送地域において、本協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。
- 2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、第1項の規定に基づき出資した子会社（以下「基幹放送局提供子会社」という。）との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。
- 3 本協会は、必要があるときは、放送法第85条第1項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送局提供子会社に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務に用いられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡する。

（外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法）

**第53条** 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社として保有する。

- 一 本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
- 二 本協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた本協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を本協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。
- 2 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託する。
- 3 本協会は、前項の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。

**第54条** 本協会は、第4条第5項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。

- 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、第71条に規定する国際放送番組審議会に諮問する。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、本協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 本協会は、第1項に規定する基準及び方法を定め、又は変更した場合には、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出る。

(広告放送の排除)

**第55条** 本協会は、放送法第83条の定めるところにより、他人の営業に関する広告の放送をしない。

(調査研究の成果等)

**第56条** 本協会は、第4条第1項第3号の規定による業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があった場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第2項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重する。

- 2 本協会は、第4条第1項第3号の規定による調査研究の成果を、できる限り一般の利用に供する。

(営利目的の排除)

**第57条** 本協会は、第4条第1項から第3項までの業務を行うに当たっては、営利を目的としない。

(業務の委託)

**第58条** 本協会は、第53条第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。

- 2 前項の基準は、同項の委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第4条第1項の業務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。
- 3 本協会は、第1項の基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。

(受信料)

**第59条** 本協会は、放送法第64条第1項に基づき、本協会の放送を受信する

- ことのできる受信設備を設置した者と受信契約を締結し、別に定める受信契約の条項に従い、受信料を徴収する。
- 2 本協会は、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。
  - 3 第1項の受信契約の条項は、次に掲げる事項を定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。
    - 一 受信契約の単位に関する事項
    - 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（放送法第64条第1項の特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に本協会に対し通知すべき事項を含む。）
    - 三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項
    - 四 次に掲げる場合において本協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項
      - ア 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
      - イ 正当な理由がなく第2号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合
    - 五 その他放送法第64条第3項第5号に基づく総務省令で定める事項
  - 4 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第4号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に放送法第64条第4項に基づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。
    - 一 前項第4号アに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額
    - 二 前項第4号イに掲げる場合に該当する場合 同項第2号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
  - 5 本協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを本協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

**第60条** 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第76条第1項に規定する場合には、前事業年度終了の日における受信料の額とする。

（業務報告書の提出等）

**第61条** 本協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に総務大臣に提出する。

- 2 本協会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を各事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供する。

(情報公開)

**第62条** 本協会は、本協会の組織、業務及び財務の状況について、視聴者に対する情報の提供及び視聴者からの求めによる情報の開示に関する基準（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。本協会は、情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

- 2 本協会は、前項の規定に基づき視聴者に対する情報の提供を行うに当たっては、放送法第84条の2第1項に基づく総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって同項に基づく総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、適時に、かつ、一般にとって利用しやすい方法により提供する。

一 本協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 本協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 本協会の出資又は拠出に係る法人その他の同項第3号に基づく総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

- 3 前二項の規定にかかわらず、本協会は、その諸活動についての一般の理解を深めるため、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努める。

(学識経験者による委員会)

**第63条** 会長は、業務の執行に関し諮問するため必要と認めるときは、学識経験を有する者によって組織する委員会を置くことができる。

(苦情処理)

**第64条** 本協会は、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理する。

## 第6章 放送番組審議会

(中央審議会及び地方審議会の設置)

**第65条** 本協会は、国内基幹放送の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方

審議会」という。)を置く。

2 地方審議会は、放送法第82条第2項に基づく政令で定める地域ごとに置く。

(任務)

**第66条** 中央審議会は、次条第1項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。

2 地方審議会は、次条第2項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。

3 中央審議会及び地方審議会は、国内基幹放送の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べることができる。

(諮問事項)

**第67条** 本協会が国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送（特別な事業計画によるものを除く。）の放送番組の種別の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問しなければならない。

2 本協会が第65条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。

3 会長は、前二項に掲げるもののほか、国内基幹放送の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、中央審議会又は地方審議会に諮問することができる。

4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第65条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

(報告事項)

**第68条** 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告しなければならない。

一 次条第1項の規定により講じた措置の内容

二 放送法第9条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

四 国内基幹放送（特別な事業計画によるものを除く。）の放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間

(答申等に対する措置)

**第69条** 会長は、中央審議会又は地方審議会が第66条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

2 会長は、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 中央審議会又は地方審議会が会長の諮問に応じた答申又は会長に対して述べた意見の内容その他中央審議会及び地方審議会の議事の概要
- 二 前項の規定により講じた措置の内容
- 三 前条第4号の放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間

(組織及び委員の委嘱)

**第70条** 中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上をもって組織する。

2 中央審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第65条第2項に規定する地域に住所を有するものうちから、会長が委嘱する。

(国際審議会)

**第71条** 本協会は、国際放送等の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置く。

2 第66条第1項及び第3項、第67条第1項及び第3項、第68条（第4号を除く。）、第69条（第2項第3号を除く。）並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第66条第3項及び第67条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第67条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送（特別な事業計画によるものを除く。）の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

(審議会の運営)

**第72条** この定款に規定する事項のほか、中央審議会及び地方審議会並びに国



際審議会の運営に関しては、会長の定めるところによる。

## 第7章 会計

(事業年度)

**第73条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(企業会計原則)

**第74条** 本協会の会計は、放送法第69条に基づく総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(収支予算等)

**第75条** 本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第70条第2項の規定による国会の承認を受けて、これを実施する。

**第76条** 本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、3箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施する。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があったときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。

(財務諸表の提出等)

**第77条** 本協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等

変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成して、これに監査委員会及び会計監査人の意見を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出する。

- 2 本協会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を各事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供する。

（会計監査人の監査）

**第78条** 本協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受ける。

（会計監査人の任命）

**第79条** 会計監査人は、経営委員会が任命する。

- 2 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
  - 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
  - 二 本協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的に報酬を受けている者又はその配偶者
  - 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の権限等）

**第80条** 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は本協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。
- 4 監査委員会が選定した監査委員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

**第81条** 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第77条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

(会計監査人の罷免)

**第82条** 経営委員会は、会計監査人が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会計監査人に職務上の義務違反その他会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

(支出の制限等)

**第83条** 本協会の収入は、第4条第1項から第3項までの業務の遂行以外の目的には支出しない。

- 2 本協会は、次に掲げる業務に係る経理については、放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。
  - 一 第4条第2項第2号及び第3号の業務（専ら受信料を財源とするものを除く。）
  - 二 第4条第3項の業務

(還元目的積立金)

**第84条** 本協会は、毎事業年度の損益計算において第4条第1項及び第2項の業務（前条第2項第1号に掲げる業務を除く。）から生じた収支差額が零を上回る時は、当該上回る額のうち放送法第73条の2第1項に基づく総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てる。

- 2 還元目的積立金は、本協会が次項の規定により収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩さない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 3 本協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額（第5項第2号において「予想積立額」という。）が零を上回

るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間（同項において「還元実施期間」という。）の事業年度については、還元受信料額により受信料収入（本協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。）の予想額を計算した収支予算を作成する。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第75条第1項の規定の適用については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第84条第3項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。
- 5 第3項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。
  - 一 基準受信料額（還元実施期間において第1項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるように計算した受信料の額をいう。）により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額
  - 二 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額

（放送債券）

- 第85条** 本協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、必要があるときは、放送債券を発行する。ただし、その発行額は、放送法第74条第3項の規定による会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による本協会の純財産額の3倍を超えないものとする。
- 2 本協会は、発行済みの放送債券の借換えのため、必要があるときは、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行する。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせるときは、第1回の払込みの期日）から6箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償還する。
  - 3 本協会は、第1項の規定による放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償還額の10分の1に相当する額を償還積立金として積み立てる。
  - 4 前項の積立金は、放送債券を償還する場合に限り、充当することができる。

（成立の時における資産）

- 第86条** 本協会は、本協会の成立の時において、社団法人日本放送協会から承

継した財産を、本協会の成立の時ににおける資産とする。

(残余財産の処分)

**第 8 7 条** 本協会が解散した場合には、本協会の残余財産は、国に帰属する。

## 附 則

この定款は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 0 号）附則第 1 条に掲げる規定の施行の日から施行する。